

厚生労働大臣の定める揭示事項

1. 制限回数を超えて受けた診療に係わる特別料金（2024年6月17日より適用）

- (1) 厚生労働大臣の定めるところにより、下記の【検査】につきましては、確定診断までに2回以上の検査を希望される場合は、所定の特別料金のお支払いをお願いいたします。
- (2) 厚生労働大臣の定めるところにより、下記の【リハビリテーション】につきましては、1日6単位を超えて実施を希望される場合、及び疾患別リハビリテーションにおいて、標準的算定日数を超えて、さらに算定可能とされている1月13単位の限度を超えて選定療養費としてリハビリテーションを希望される場合は、所定の特別料金のお支払いをお願いいたします。
- (3) ご不明な点につきましては、お気軽に医事課員までお問い合わせ下さい。

【検査】（消費税込）

- | | |
|------------------|---------------|
| ・癌胎児性抗原（CEA） | 1,089円（1回につき） |
| ・α-フェトプロテイン（AFP） | 1,078円（1回につき） |

【リハビリテーション】（消費税込）

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・脳血管疾患等リハビリテーション料 | 2,695円（20分毎） |
| ・運動器リハビリテーション料 | 2,035円（20分毎） |
| ・呼吸器リハビリテーション料 | 1,925円（20分毎） |
| ・廃用症候群リハビリテーション料 | 1,980円（20分毎） |
| ・心大血管疾患リハビリテーション料 | 2,255円（20分毎） |

2. 入院期間が180日を超える入院に係わる特別料金

厚生労働大臣の定めるところにより、長期間入院されている方の入院料が一部保険給付から外され、特別の料金を患者様より徴収させていただく制度になりました。これにより当病院では、下記の金額を請求させていただきます。

なお、特別料金を請求させていただく方には、事前にご連絡させていただきます。

ご不明な点については、お気軽に医事課員までお問い合わせ下さい。

- ・1日2,783円（消費税込）（2024年6月17日からの料金）